

育児休業期間中の社会保険料の免除

— 令和4年10月1日より要件の見直し —

(ニャーゴ講師)

担当：社会保険労務士 平賀信幸

制度の概要

事業主の方が「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」で保険者等（年金事務所、健康保険組合）に申出をすることによって、育児休業等（育児休業、育児休業の制度に準ずる措置による休業）をしている間の社会保険料が、被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除される制度です。

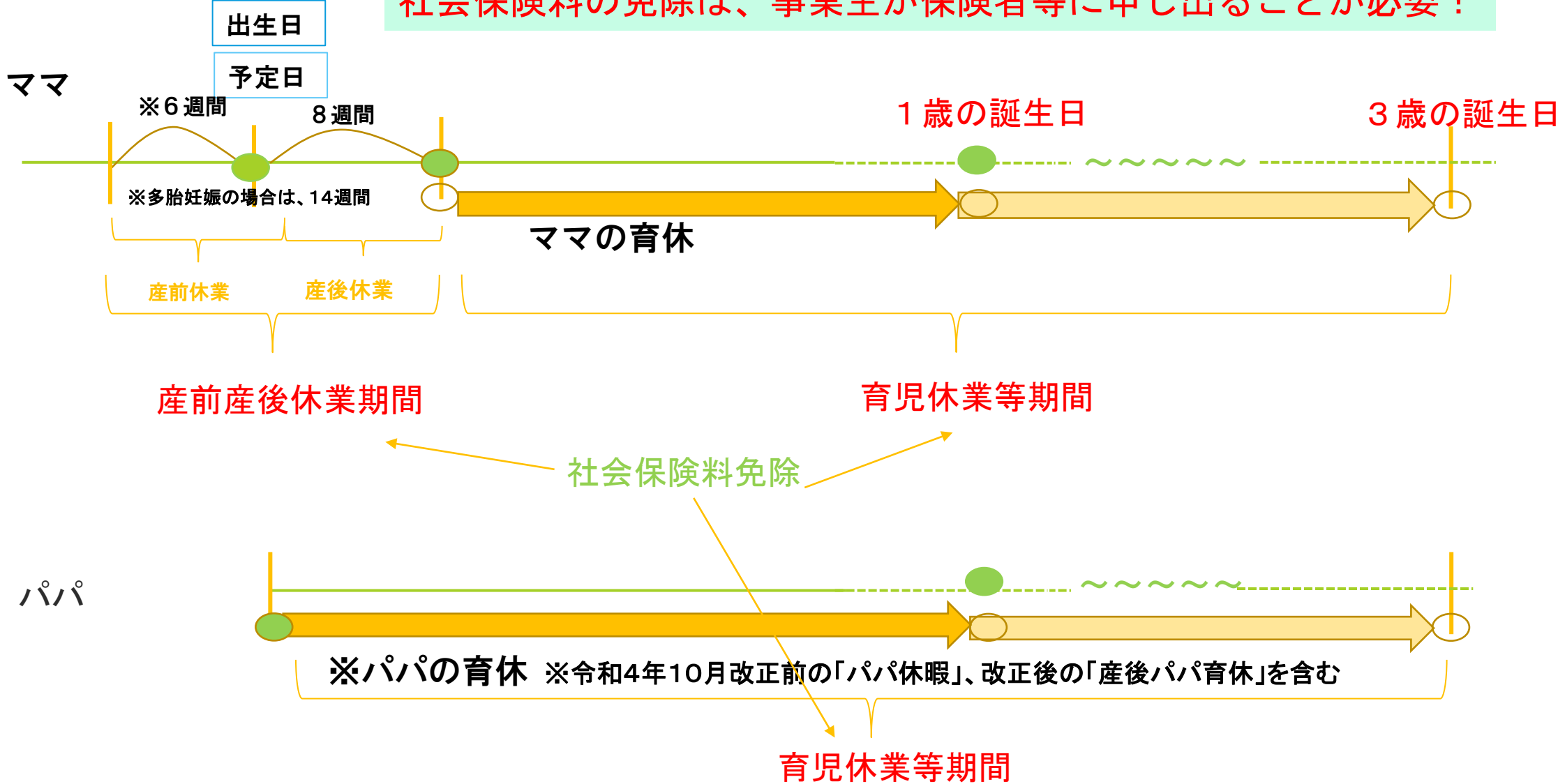


令和4年10月1日より要件の見直しがなされます。

具体的な取り扱いにつきましては、厚生労働省〈育児休業等中の保険料の免除要件の見直しに関するQ & A〉を是非ご参照ください。

育児介護休業法における育児休業は、子が1歳に達するまで（1歳6か月、2歳に達するまでの延長あり）取得可能であるが、社会保険料の免除は、育児休業に準ずる措置による休業も対象となり最高3歳に達するまでの育休に対して免除される。

社会保険料の免除は、事業主が保険者等に申し出ることが必要！

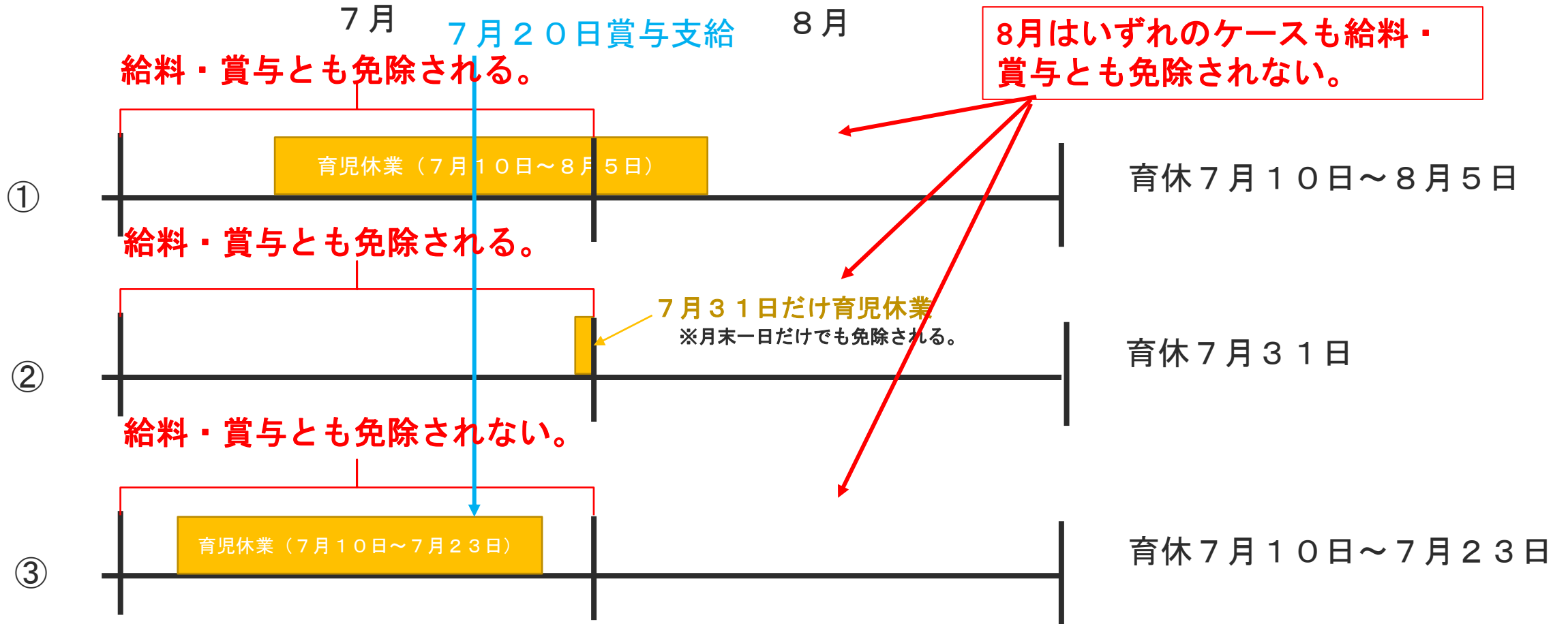


改正前：育児休業期間中の（給料・賞与）社会保険料の免除

保険料の負担が免除される期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月まで...

※同一月内に休業開始日と休業終了日（月末を除く）がある場合は、当該月の免除無し。

※月末1日だけ休業した場合はその月は免除される。



改正後：育児介護休業期間中（給料・賞与）の社会保険料の免除

保険料の負担が免除される期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月まで。

※同一月内に休業開始日と休業終了日（月末を除く）がある場合、その期間が14日以上あれば免除される。

※賞与に係る保険料については、育児休業等の期間が※1 か月超の場合に限り免除される。

※1 か月超→暦の1箇月：公休日、有給休暇を含む

